

會又は中支委負會の決議を以て脱退せしむるときは

一 第一條一項に違反したる組合

二 第二條第三項の義務を履行せざる組合

三 本総同盟の統制に服せざる組合

第五

第十四条

本総同盟加盟の組合が近接地域内に二団体以上ある場合は本総同盟の目的を達する為めに會長の承認を得

て聯合會を組織することを得

但し聯合會を組織するときは其の聯合會會費が 五百

を以てたることを重要條件とする。

第十五条

地方聯合會は本総同盟加盟組合の連絡統一を圖

る為めに會長の承認を得て二以上の聯合會を以て同盟を組織するを得

第十六条

聯合會の同盟會の規約は中支委負會の承認を得ることを要す

第六 章

第七條

本総同盟の經費は本総同盟の各加盟組合に於て負擔するものとす。その負擔額は別に定む

第八條

本総同盟の收支は豫算を以て豫め毎年大會の承認を経るを要し決算は大會の承認を経べきものとす

第九條

本総同盟の會計年度は二月一日より翌年一月三十一日までとす

但し大會期日変更の際は大會三ヶ月前を以て會計年度とす

第十條

本同盟の會計監査は財務管理に關する責任は本総